

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会募金・企業協賛推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則第13条第3項の規定により、県民・企業等の幅広い協力を得て、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会に向けた募金・協賛の推進を図る募金・企業協賛推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 推進委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 若干人

2 委員長及び副委員長は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を行う。

(会議)

第3条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 推進委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 推進委員会は、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、推進委員会に出席できない副委員長及び委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該副委員長及び委員は、出席したものとみなす。

4 推進委員会の議事は、出席した副委員長及び委員(代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、緊急を要するため推進委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が推進委員会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により推進委員会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった副委員長及び委員を推進委員会に出席したものとみなす。

6 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和7年8月25日から施行する。